

令和 6 年度 西宮市公共事業評価シート

【自己評価結果】

実施予定年度	R 5 年度 ~ R 13 年度	【新築】		
事業名	今津西線整備事業	実施箇所	上ヶ原五番町外	
担当部署	局 土木局	部・室	道路部	課 道路建設課

総合計画	政策	第V部 環境・都市基盤、安全・安心	①道路ネットワークの形成
------	----	-------------------	--------------

事業の目的・内容	〈事業実施の背景となる問題・ニーズ〉 上ヶ原地区は都市計画道路の整備が進んでおらず、道路ネットワークが不十分であるため、生活道路へ交通流入する状況が常態化している。また、狭い道路が多いことから、上ヶ原地区と南部地域の主要幹線道路を結ぶ道路整備が課題となっている。今津西線は上ヶ原地区の南北幹線道路として、くすの木通り、学園花通り等の準幹線道路や、未整備路線の(都)学園線、(都)上ヶ原線と接続しており、道路ネットワークの形成が期待されている。本事業では、国道171号からの整備済み区間に続く約490mを整備する。						
	〈対象〉 道路を利用する自動車及び歩行者・自転車や周辺地域住民等						
	〈成果(対象をどのような状態にしたいか)〉 幹線道路の整備によって、地域間の交通円滑化、環境改善及び道路交通の利便性や歩行者等の安全性の向上を図る。						
	指標名(代表的なもの)		最終目標値設定の考え方・根拠	目標年度	単位	現在値	最終目標値
	CO2排出量		走行速度が上昇し、CO2排出量が減少	令和13年度	t-CO2/年	541	359
	混雑度(交通容量に対する交通量の比)		起点～終点間の混雑度が緩和	令和13年度	-	1.66	0.42
	計画概要 <事業概要> 今津西線を全面整備し2車線化する(道路新設)。 事業期間 : 令和5年～令和13年 計画延長 : L=約490m 計画幅員 : W=16m						
	年月または年度		取組内容				
	令和6年度以前		基礎調査、道路設計、公共事業評価、街路事業認可				
	令和7年度		用地測量・物件調査、用地買収・物件補償、道路工事				
令和8年度		用地測量・物件調査、用地買収・物件補償、道路工事					
令和9年度		用地測量・物件調査、用地買収・物件補償、道路工事					
令和10年度		用地測量・物件調査、用地買収・物件補償、道路工事					
令和11年度		用地測量・物件調査、用地買収・物件補償、道路工事					
令和12年度以降		用地測量・物件調査、用地買収・物件補償、道路工事					

事業計画	予定事業費	4,170,180 千円	左記の内 国県支出(千円)	2,054,475	起債+一般財源(千円)	2,115,705
	事業による経済効果等	費用便益比(B/C)= 1.20	〔国の指定算出方法に準拠〕(算出が困難な場合は、期待される効果のみを記述)			
・幹線道路の整備に伴う交通容量増大で、周辺道路の混雑解消が期待でき、走行時間が短縮する。 ・周辺道路の混雑解消によって燃費が向上し、走行経費が改善される。 ・幹線道路の整備によって交通事故減少が期待できる。						

懸案事項等	事業を実施しない場合の懸案事項等 ・上ヶ原地区は、幹線道路の整備が不十分であり、生活道路への交通流入が常態化する。 ・起点～終点間の現況道路は、幅員が狭いにも関わらず対面通行でバスが運行しており、歩行者空間も狭いことから、事故の可能性が高く交通安全面で課題がある。					
	事業を実施した場合の懸案事項等 ・都市計画区域には、ため池の一部が重なっているため、農会との調整やため池の堤体等の改修が必要となる。 ・道路新設に伴い、用地買収・物件補償が必要となる。					

【委員会意見】

必要性	当該区間における必要性のみならず周辺の道路を含めた道路のネットワークとの関連から、事業の必要性を整理していただきたい。
合理性	合理性の主な根拠の項目に数値的な根拠を示していただきたい。
規模・位置・構	公共事業評価委員会からの意見は特になし。
環境安全性、社会性	当該道路が供用されることにより、交通量が増加する道路があることに対し、適切に評価するとともに関係する住民等に対して理解が得られるように努力をされた。
機能性	公共事業評価委員会からの意見は特になし。

令和 6 年度 西宮市公共事業評価シート

事業名	今津西線整備事業
-----	----------

【委員会評価結果】

[1:計画どおりの実施が望ましい 2:計画の一部見直しが望ましい 3:計画の大幅見直しが望ましい 4:実施の見送り、中止が妥当である]

評価委員会の総合判断	1	計画どおりの実施が望ましい	評価委員会の総合的な意見
			<p>・交通空間としての道路を整備するだけでなく、街並み形成について関係部局とよく調整しながら進めていただきたい。</p> <p>・当該道路は住宅の敷地を斜めに横切るような区間もあり、事業化にあたっては、まちづくりの観点から用地の補償や換地等について丁寧に対応していただきたい。</p>